

職長等の教育（建設業を除く）のご案内

松 阪 労 働 基 準 協 会
〒515-0814 松阪市久保田町 173-8
〔TEL0598-26-6022・FAX0598-23-7712〕

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は労働災害防止の推進について格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、職長は、生産ラインの最前線における監督者の立場にあり、また職場では、安全衛生のキーマンとして、極めて重要な地位にあります。労働安全衛生法第60条では「職長、その他作業中の労働者を直接指導又は、監督する者に対して、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。」ことを事業主に対し義務付けております。

教育の内容につきましても労働安全衛生規則第40条で、教育科目教育時間等が具体的に規定されておりますが、実際の職場における職長等の教育がまだ十分に実施されていないのが、現状であります。

当協会では松阪労働基準監督署の指導により、この教育の実施主体であります事業主に代わって職長等の教育を実施致しますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

1. 日時・場所 職長教育は二日間の講習です。

日 時	場 所
令和 6年12月12日(木) 令和 6年12月13日(金) 両日も9時より16時30分	松 阪 建 設 業 会 館 松阪市鎌田町277-10 (TEL 0598-51-7145)

2 科 目 裏面に記載

3 定 員 28名 (定員になり次第締切り、受講者が5名以下の場合はこの講習会を中止します。)

4 受講費用

会 員 11,000円 [受講料: 10,000円 消費税: 1,000円]
 会員外 14,300円 [受講料: 13,000円 消費税: 1,300円]
 (締切り日後の取り消しは、原則として受講料をお返し致しません。)

5 申込締切日 令和6年12月2日(月)

締切り期日までにご入金のない場合はキャンセルとさせていただきますので、予めご了承ください。

6 申込方法

受講申込書に必要事項を記入の上、FAX・持参・郵送のいずれかの方法でお申込みください。
 ◎受講費用は、申込締切日までに下記振込先へお振込み下さい。振込手数料はご負担下さい。

◎**適格請求書の発行を希望される方は**、申込書にメールアドレスをご記入下さい。

《振込先銀行》

①	振込先	百五銀行松阪支店	(普通) 40910
②	振込先	桑名三重信用金庫日野町支店	(普通) 1025090

① ②とも受取人名は 『松阪労働基準協会 マツカウト・サージュンキョウカイ』 です。

◎受講票は入金確認後、開催日の10日前より順次お送りします。

◎お申し込み後に受講者の変更は可能ですが、締切日以降のキャンセルについては受講費用の返金はいたしません。

7 修了証の交付 全課程修了者には修了証を交付します。

8 そ の 他

(1)受付は、開始時間の10分前までに終えて下さい。
 (2)携行品 受講票・筆記用具・弁当(外食可)・テキストは受講当日お渡しいたします。